

【重要】

早期卒業撤回等に関する手続きについて

法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則（以後、「早期規則」）に基づき、早期卒業の認定申請を行い、早期卒業予定者に認定された者の中で、早期規則第4条又は第5条に基づき、早期卒業希望の撤回又は卒業予定時期の変更を希望する者は、以下の期間に必ず手続きを行うこと。

なお、「早期卒業希望の撤回」又は「卒業予定時期の変更」を届出した後の撤回は認めないので、手続きの際には十分注意すること（早期規則第6条参照）。

撤回届及び卒業予定時期変更届は、教務係窓口にて配付する。【本人確認のため、必ず学生証を持参すること】

申請期間：2018年9月25日(火)～28日(金)

注) 期間外の受付は一切行わない

2018年8月 法学部